



社団法人 東京都不動産関連業協会 FAXニュース

NO.110 H17.9.13

発行人/川口 貢 編集/組織広報部 東京都千代田区平河町1-8-13
TEL:03-3222-3808 FAX:03-3222-3640 http://www.tokyo-fudousan.or.jp

ニュース

◆ インターネットのできる「誰でもできるわが家の耐震診断」 日本建築防災協会

木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進するため、旧版を更に簡略化し、一般の住宅の所有者、居住者が簡単に扱える診断法として作成された。住宅の所有者等が自ら診断することにより耐震に対する意識の向上、耐震知識の習得が出来るように配慮されており、技術者によるより専門的な診断へ繋げられるようになっている。

URL : http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagayare/taisin_flash.html

◆ 捨看除去で委託制度 目黒区

全日東京都本部城南支部は、「目黒区違反広告物(捨看)除却協力員」として目黒区に協力する。これは、区民と行政が連携することで、道路上の違反広告物の撲滅を図るもの。区長から委嘱を受けた除却協力員は、除却予定表に基づき放置してある広告物を撤去できる。この制度には、区内の町内会や商店街などが参加し、地域の協力によって違反広告物の減少を目指す。

◆ 新宿区の高さ制限、建替えに配慮

新宿区は、建築物の「絶対高さ」規制導入に関し、一部変更案をまとめ、住民への説明会を実施した。多くの反対意見を受け、既存建築物について「絶対高さ」規制の適用除外措置を設けた。建替えに際し、敷地面積が変わらなければ、「絶対高さ」を超えても、従前の「高さ」は確保することができる一とした。しかし、制度導入による資産価値減少問題については、大規模敷地の建築物に対する対応のみにとどまった。

◆ 災害時の民間賃貸住宅一時提供協力会員登録数 12,000 件超に 東京都

東京都都市整備局は、東京都が初めて構築した、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度の協力会員登録数が、現在 12,365 件となったと発表した。同制度は、民間の空き家を活用することにより、被災者に迅速に住宅を供給するとともに、応急仮設住宅と比べ低コストかつ廃材がでないため環境にやさしい等のメリットがある。

◆ 遺産分割前の配分 賃料 法定の相続割合で 最高裁

賃貸不動産の所有者が死亡し、複数の相続人がいる場合に、遺産分割が確定するまでの間に発生した賃料などの収入をどう配分するかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷は、「法定の相続割合で分けるべきだ」との初判断を示した。そのうえで、遺産分割結果に従って分けるよう命じた二審判決を破棄、審理を大阪高裁に差し戻した。

お知らせ

~~~~~『東京都住宅バリアフリー推進協議会講演会』ご案内~~~~~

東京都住宅バリアフリー推進協議会では、この度、下記のテーマ・日程で講演会が

開催されます。ご希望の方は、住所、氏名、FAX 番号(書式は問わない)を明記の上、FAX (03-3811-1580) までお申してください。

問合せ先: 東京都住宅バリアフリー推進協議会 事務局 03 (3811) 6413

日時: 平成 17 年 10 月 3 日(月) 14:00~16:45 (13:30 受付開始)

場所: 東京都庁議会棟 1 階 都民ホール(新宿区西新宿 2-8-1)

「JR 新宿駅」または都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」

テーマ: **パート1** 「住宅リフォームで失敗しないために~訪問販売の実態と被害の未然防止策について~」 東京都消費者生活総合センター 玉城 恵子 氏

**パート2** 「ウエルネスから見た住環境整備~ユニバーサルな運動・スポーツの視点から~」 立教大学 コミュニティ福祉学部教授 松尾 哲矢 氏

参加費: **無料**

## 東京都の公共事業の施行に伴う不動産の情報提供について

東京都の公共事業の施行に伴う不動産の情報提供に関する協定書に基づき、下記の 1 件の情報提供依頼がありました。該当物件がありましたら、下記の担当者までご連絡ください。

1、「東京都市計画道路事業補助線街路第 172 号線事業用地の移転先として」希望条件等

(1) 移転先希望地 豊島区内 西池袋 3 丁目より東南方向(目白周辺)、(2) 種別等更地、マンション、(3) 面積 土地約 120~165 m<sup>2</sup> (36~50 坪)、建物約 120 m<sup>2</sup> (35 坪)、(4) 価額等 ~1 億 (更地)、~1 億 3 千万円、(5) その他 駅まで徒歩 5 分程度の平坦地。

※ 問い合わせ先: 03-3261-1010 全日東京都本部: 大澤

### ◆ 東京都都市整備局からの媒介物件 一部中止

FAX ニュース No.104 でご案内した都市整備局の所有地のうち、販売が終了したため、物件番号 G-30、G-40、G-48、G-54、G-19②、G-23、G-4、G-9 の媒介依頼が中止になりました。

## い 告

### ◆ フォーラム 21 のお知らせ

平成 17 年 9 月 29 日(木)13:30~全日東京会館にて第一回フォーラム 21 を開催致します。講演内容は、1.「定期借地権・一時金取扱の明確化」本郷 尚 氏、2.「業界在庫増の危険信号」幸田 昌則 氏を予定しております。詳細が決まり次第、FAX ニュースにてお知らせ致します。

### ◆ マンション管理士・管理業務主任者試験の申込締切りは 9 月 30 日です。

「マンション管理士試験」マンション管理センター: 03 (3222) 1611

「管理業務主任者試験」高層住宅管理業協会(コールセンター): 04 (7170) 5450

協会では、「マンション管理士」11 月 9 日(水)、「管理業務主任者」11 月 16 日(水)の日程で直前模擬試験とポイント解説の研修会を開催します。受講申し込みは後日、

※ FAX ニュース送付の中止希望、また、FAX 番号の変更につきましては、お手数ですが事務局までご連絡をお願い致します。事務局電話: 03 (3222) 3808